



# 温泉をくみ上げている皆さんへ 温泉のくみ上げ等に伴い発生する



## 可燃性天然ガス（メタン）の測定・手続きはお済みですか？

**温泉をくみ上げるために必要な申請手続きの期限は  
本年（平成21年）3月31日までです。**



温泉をくみ上げている方は、新たに手続きが必要です。



温泉のくみ上げ等に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害を防止するため、改正「温泉法」が平成20年10月1日から施行されました。  
改正「温泉法」により、温泉を反復継続的にくみ上げている方、温泉を反復継続的にくみ上げようとする方は、手続きを行うことが必要です。  
※温泉のくみ上げ等とは、温泉を利用しているか否かには関係なく、利用していない自然ゆう出泉、掘削自噴泉も対象になります。



手続きは次のいずれかになります。



温泉を反復継続的にくみ上げている方、温泉を反復継続的にくみ上げようとする方は、「**温泉の採取の許可**」または「**可燃性天然ガスの濃度の確認**」のいずれかを受ける必要があります。**必ず、いずれかを受けるための手続きを行ってください。**

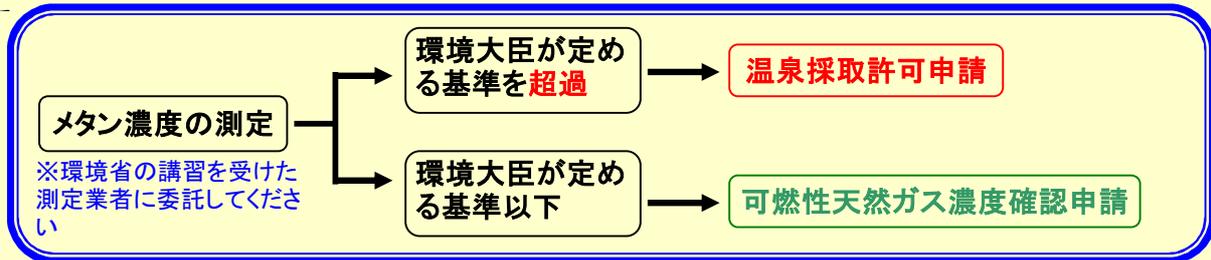


手続きをするためには、まず、

**メタン濃度の測定!!**



「**温泉採取許可申請**」を行うのか「**可燃性天然ガス濃度確認申請**」を行うのかは、温泉のくみ上げの場所における温泉のくみ上げに伴い発生するガス（温泉付随ガス）中の可燃性天然ガス（メタン）の濃度が環境大臣の定める基準を超えるかどうかで異なります。



温泉採取の許可申請とは



温泉を反復継続的にくみ上げている方、温泉を反復継続的にくみ上げようとする方が、「温泉法」第14条の2第1項に基づいて、温泉のくみ上げの場所ごとに温泉のくみ上げの許可を都道府県知事に申請するものです。

許可を得るためには、温泉のくみ上げのための施設の位置、構造、設備及びくみ上げの方法が温泉法施行規則で定められた「温泉の採取に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止に関する技術上の基準」に適合するものでなければなりません。



可燃性天然ガス濃度の確認申請とは



温泉を反復継続的にくみ上げている方、温泉を反復継続的にくみ上げようとする方が、「温泉法」第14条の5第1項に基づいて、温泉のくみ上げの場所における可燃性天然ガス（メタン）の濃度が環境大臣の定める基準を超えないことの確認を都道府県知事に申請するものです。



申請手続きの期限はありますか？



平成20年10月1日以前から温泉を反復継続的にくみ上げている方は、**平成21年3月31日までに**北海道知事の**許可**又は**確認**を受ける必要があります。

すでに温泉をくみ上げている方は、期間中に**許可**か**確認**を受けないと、今後くみ上げができなくなるのよ



不明な点はお早めに下記にお問い合わせください。

北海道釧路保健福祉事務所保健福祉部  
（北海道釧路保健所）生活衛生課環境衛生係  
TEL 0154-22-1233